

令和 6 年度

北 九 州 市 予 算

目 次

	頁
一 般 会 計	
一 般 会 計 予 算	1
特 別 会 計	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	29
食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計 予 算	35
卸 売 市 場 特 別 会 計 予 算	38
渡 船 特 別 会 計 予 算	42
土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 予 算	46
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 特 別 会 計 予 算	52
港 湾 整 備 特 別 会 計 予 算	55
公 債 償 還 特 別 会 計 予 算	61
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 特 別 会 計 予 算	65
土 地 取 得 特 別 会 計 予 算	68
駐 車 場 特 別 会 計 予 算	72
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 予 算	75
産 業 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算	78
漁 業 集 落 排 水 特 別 会 計 予 算	81

介 護 保 險 特 別 会 計 予 算	84
空 港 関 連 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算	92
臨 海 部 産 業 用 地 貸 付 特 別 会 計 予 算	95
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	98
市 民 太 陽 光 発 電 所 特 別 会 計 予 算	103
市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計 予 算	106
上 水 道 事 業 会 計 予 算	110
工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算	116
交 通 事 業 会 計 予 算	120
病 院 事 業 会 計 予 算	124
下 水 道 事 業 会 計 予 算	128
公 営 競 技 事 業 会 計 予 算	132

一 般 会 計

令和 6 年度 北 九 州 市 一 般 会 計 予 算

令和 6 年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ627, 883, 000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85, 000, 000千円とする。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		179,356,010
	1 市民税	74,061,000
	2 固定資産税	73,742,000
	3 軽自動車税	2,368,000
	4 市たばこ税	7,582,000
	5 鉱産税	24,000
	6 特別土地保有税	10
	7 入湯税	10,000
	8 事業所税	7,439,000
	9 都市計画税	12,728,000
	10 環境未来税	954,000
	11 宿泊税	448,000

(単位：千円)

款	項	金額
2 地方譲与税		3,232,000
	1 地方揮発油譲与税	1,020,000
	2 自動車重量譲与税	1,693,000
	3 森林環境譲与税	147,000
	4 特別とん譲与税	306,000
	5 航空機燃料譲与税	26,000
	6 石油ガス譲与税	40,000
3 利子割交付金		30,000
	1 利子割交付金	30,000
4 配当割交付金		511,000
	1 配当割交付金	511,000
5 株式等譲渡所得割交付金		350,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	350,000
6 分離課税所得割交付金		133,000
	1 分離課税所得割交付金	133,000
7 法人事業税交付金		2,387,000
	1 法人事業税交付金	2,387,000
8 地方消費税交付金		21,232,000
	1 地方消費税交付金	21,232,000
9 ゴルフ場利用税交付金		49,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	49,000
10 環境性能割交付金		784,000
	1 環境性能割交付金	784,000
11 軽油引取税交付金		6,136,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 軽油引取税交付金	6,136,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		30,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,000
13 地方特例交付金		5,618,000
	1 地方特例交付金	5,550,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	68,000
14 地方交付税		78,500,000
	1 地方交付税	78,500,000
15 交通安全対策特別交付金		274,000
	1 交通安全対策特別交付金	274,000
16 分担金及び負担金		2,108,199
	1 負担金	2,108,199

(単位：千円)

款	項	金額
17 使用料及び手数料		15,123,540
	1 使用料	10,538,836
	2 手数料	4,584,704
18 国庫支出金		135,398,664
	1 国庫負担金	98,342,563
	2 国庫補助金	36,666,677
	3 委託金	389,424
19 県支出金		33,591,232
	1 県負担金	26,787,845
	2 県補助金	4,963,088
	3 委託金	1,840,299
20 財産収入		5,876,800

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	881,392
	2 財産売却収入	4,995,408
21 寄附金		3,934,093
	1 寄附金	3,934,093
22 繰入金		18,289,461
	1 特別会計繰入金	250,988
	2 基金繰入金	18,038,473
23 繰越金		10
	1 繰越金	10
24 諸収入		60,466,591
	1 延滞金加算金及び過料	153,975
	2 市預金利子	171

(単位：千円)

款	項	金額		
	3 貸付金元利収入	44,466,010		
	4 受託事業収入	127,504		
	5 収益事業収入	8,600,000		
	6 雑入	7,118,931		
25 市債		54,472,400		
	1 市債	54,472,400		
歳	入	合	計	627,883,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,662,078
	1 議会費	1,662,078
2 総務費		51,332,449
	1 総務職員費	19,131,226
	2 総務管理費	4,172,741
	3 企画費	18,158,015
	4 市民費	4,334,115
	5 徴税費	3,285,266
	6 戸籍住民基本台帳費	769,684
	7 選挙、人事委員会及び監査委員費	1,433,983
	8 統計調査費	35,081
	9 繰出金	12,338

(単位：千円)

款	項	金額
3 保健福祉費		183,959,888
	1 保健福祉職員費	9,152,202
	2 社会福祉費	86,777,988
	3 公衆衛生費	9,551,902
	4 環境衛生費	479,275
	5 保健所費	1,086,873
	6 生活保護費	43,493,071
	7 災害救助費	30,866
	8 繰出金	33,387,711
4 子ども家庭費		76,514,753
	1 子ども家庭職員費	5,271,151
	2 子ども家庭費	71,231,930

(単位：千円)

款	項	金額
	3 繰出金	11,672
5 環境費		39,602,919
	1 環境職員費	3,142,542
	2 環境費	36,460,377
6 労働費		470,290
	1 労働諸費	470,290
7 農林水産業費		2,737,507
	1 農林水産業職員費	665,931
	2 農業費	1,079,255
	3 林業費	288,450
	4 水産業費	672,286
	5 繰出金	31,585

(単位：千円)

款	項	金額
8 産業経済費		55,269,780
	1 産業経済職員費	1,609,474
	2 産業学術費	51,393,681
	3 観光振興費	1,832,005
	4 繰出金	434,620
9 土木費		32,540,556
	1 土木職員費	4,442,024
	2 土木管理費	787,928
	3 道路橋りょう費	13,763,575
	4 河川費	3,088,689
	5 都市計画費	9,113,958
	6 繰出金	1,344,382

(單位：千円)

款	項	金額
10 港湾費		9,097,679
	1 港湾職員費	1,277,731
	2 港湾管理費	967,171
	3 港湾整備費	5,770,575
	4 埋立費	1,079,457
	5 繰出金	2,745
11 建築行政費		8,738,562
	1 建築職員費	1,596,874
	2 建築管理費	3,894,773
	3 住宅建設費	3,246,915
12 消防費		13,362,300
	1 消防費	13,362,300

(単位：千円)

款	項	金額
13 教育費		75,253,329
	1 教育職員費	51,301,111
	2 教育総務費	1,234,645
	3 小学校費	9,778,834
	4 中学校費	6,429,294
	5 高等学校費	148,428
	6 特別支援学校費	3,983,242
	7 幼稚園費	65,793
	8 社会教育費	1,041,742
	9 保健体育費	1,268,375
	10 繰出金	1,865
14 災害復旧費		1,100

(単位：千円)

款	項	金額
	1 鉦害復旧費	1,100
15 諸支出金		77,039,810
	1 公債償還特別会計繰出金	67,734,779
	2 公営企業費	7,111,211
	3 基金積立金	2,193,820
16 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳	出	合
		計
		627,883,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎浸水対策事業	令和7年度	216,000
市政だより編集委託経費	自 令和7年度 至 令和8年度	44,500
区役所電話設備保守点検経費	令和7年度	10,800
区役所庁舎浸水対策事業	令和7年度	142,200
区役所・出張所改修事業	令和7年度	47,100
公用車リース経費（戸畑区分）	自 令和7年度 至 令和13年度	54,600
移住相談ワンストップ窓口運営委託事業	令和7年度	7,000
ガバメントクラウド対応整備事業	自 令和7年度 至 令和10年度	1,754,500
BPR（業務改革）推進事業	自 令和7年度 至 令和10年度	180,000
庁内データ活用推進総合事業	自 令和7年度 至 令和10年度	15,000
予約発券サービス運用経費	自 令和7年度 至 令和11年度	229,100

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
窓口支援システム整備運用事業	自 令和 7 年 度 至 令和 10 年 度	139,200
全庁GIS（統合型GIS）構築運用事業	自 令和 7 年 度 至 令和 10 年 度	29,500
庁内イントラネット管理・運用事業	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	2,788,500
ネットワーク統括管理事業	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	746,100
総合行政ネットワーク等共同利用事業	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	66,700
行政情報検索サービス経費	令和 7 年 度	11,900
J：COM北九州芸術劇場改修事業	令和 7 年 度	88,700
税務システム等の標準準拠システム移行事業	令和 7 年 度	260,000
固定資産税納税通知書作成経費	令和 7 年 度	9,800
法人市民税申告書等作成経費	令和 7 年 度	1,400
路線価付設業務委託経費	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	64,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	19,100
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	11,300
市税証明書コンビニ交付サービス事業	自 令和 7 年 度 至 令和 9 年 度	1,400
税務事務端末リース経費	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	6,000
住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器等の借 入れ及び保守事業	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	46,700
住基ネット統合端末等リース経費	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	23,000
戸籍への氏名振り仮名記載事業	令和 7 年 度	389,000
窓口受付呼出システム更新事業	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	26,600
国保年金課窓口等業務改善事業	令和 7 年 度	25,700
障害者スポーツセンター整備事業	令和 7 年 度	24,000
年長者研修大学校穴生学舎空調機更新事業	令和 7 年 度	16,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（動物愛護センター）	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	3,500
高血圧重症化予防実証事業	令和 7 年 度	3,000
親子ふれあいルーム運営委託事業	自 令和 7 年 度 至 令和 9 年 度	103,300
保育士宿舍借り上げ支援事業	令和 7 年 度	22,500
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	55,300
一時保護所給食調理業務民間委託事業	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	90,200
保育所整備推進事業	令和 7 年 度	112,200
放課後児童クラブ整備リース経費	自 令和 7 年 度 至 令和 9 年 度	7,200
青少年施設老朽化対策事業	令和 7 年 度	61,900
環境パトロール車リース経費	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	900
公用車リース経費（エコタウンセンター業務）	自 令和 7 年 度 至 令和 10 年 度	2,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車における燃料電池自動車普及事業	自 令和 7 年 度 至 令和 10 年 度	2,500
ごみ収集指定袋制実施事業	令和 7 年 度	252,400
家庭ごみ及びし尿処理手数料システム改修事業	令和 7 年 度	90,000
フックロール車リース経費	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	1,000
一般廃棄物情報管理システム経費	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	51,200
工場ごみ受入業務委託経費	自 令和 7 年 度 至 令和 9 年 度	260,500
日明工場維持管理事業	自 令和 7 年 度 至 令和 26 年 度	新日明工場整備運営事業契約における 運営・維持管理業務費に物価変動による 増減額並びに当該増減額に係る消費 税及び地方消費税並びに消費税及び地 方消費税の税率の引上げによる増額分 を加算した額
新門司工場基幹的設備改良事業	令和 7 年 度	206,900

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
皇后崎工場機器整備事業	令和 7 年 度	182,700
新門司工場機器整備事業	令和 7 年 度	110,500
新門司工場機器整備事業	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	10,800
日明工場建設事業	自 令和 7 年 度 至 令和 26 年 度	139,200千円に物価変動による増減額 及び整備割賦払金に係る金利変動に伴 う増減額並びに当該増減額に係る消費 税及び地方消費税並びに消費税及び地 方消費税の税率の引上げによる増額分 を加算した額
北九州で働こう！U・Iターン応援プロジェクト事業	令和 7 年 度	14,000
公用車リース経費（有害鳥獣対策業務）	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	1,400
北九州国際展示場施設整備事業	令和 7 年 度	19,100
公用車リース経費（国際ビジネス業務）	令和 7 年 度	200
技術開発交流センター屋上防水改修事業	令和 7 年 度	39,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学術研究都市教育系システム等リース経費	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	209,500
歴史的建造物耐震改修事業	令和 7 年 度	39,100
北九州国際会議場施設整備事業	令和 7 年 度	20,400
道路維持事業（国道199号 中原大橋）	令和 7 年 度	110,000
道路維持事業（国道199号 若戸大橋）	令和 7 年 度	500,000
道路新設改良事業（中貫貫弥生が丘1号線）	令和 7 年 度	200,000
河川改良事業（神嶽川）	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	738,600
響灘東地区処分場整備事業	令和 7 年 度	2,000,000
市営住宅管理システム更新事業	令和 7 年 度	85,400
市営住宅耐震改修事業（ときわ台団地）	令和 7 年 度	179,500
市営住宅計画保全事業（ときわ台団地ほか）	令和 7 年 度	494,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
予防情報システム運用保守事業	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	1,900
常備車両更新経費	令和 7 年 度	366,700
大規模災害対応能力強化事業	令和 7 年 度	32,200
公用車リース経費（消防業務）	自 令和 7 年 度 至 令和 14 年 度	49,700
電気自動車充電設備リース経費	自 令和 7 年 度 至 令和 14 年 度	2,300
八幡東消防団第1分団本部現地建替え事業	令和 7 年 度	27,500
公用車リース経費（防災業務）	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	2,400
奨学金システム更新事業	令和 7 年 度	58,400
通学支援業務（学校規模適正化）	令和 7 年 度	19,600
電話設備整備事業（小学校）	令和 7 年 度	300
学校給食調理業務民間委託事業（小学校）	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	1,446,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
パソコン整備事業（小学校）	自 令和 7 年 度 至 令和 12 年 度	1,530,000
子どもひまわり学習塾事業（小学校）	令和 7 年 度	3,500
小学校外国語活動補助事業	令和 7 年 度	155,400
就学援助システム改修事業	令和 7 年 度	29,100
学校給食魅力向上事業	令和 7 年 度	80,000
電話設備整備事業（中学校）	令和 7 年 度	200
指導者用デジタル教科書リース経費（中学校）	自 令和 7 年 度 至 令和 10 年 度	82,000
学校給食調理業務民間委託事業（中学校）	自 令和 7 年 度 至 令和 11 年 度	1,019,000
パソコン整備事業（中学校）	自 令和 7 年 度 至 令和 12 年 度	676,000
子どもひまわり学習塾事業（中学校）	令和 7 年 度	800
中学校・高等学校外国語活動補助事業	令和 7 年 度	91,700

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（指導業務）	自 令和 7 年 度 至 令和 12 年 度	1,600
タブレット整備事業（高等学校）	令和 7 年 度	5,000
タブレット整備事業（特別支援学校）	令和 7 年 度	1,300
特別支援学校スクールバス運行委託事業	令和 7 年 度	23,000
特別支援学校スクールバス運行委託事業	自 令和 7 年 度 至 令和 9 年 度	188,600
電話設備整備事業（特別支援学校）	令和 7 年 度	20
パソコン整備事業（特別支援学校）	自 令和 7 年 度 至 令和 12 年 度	79,000
学校用AED更新事業	自 令和 7 年 度 至 令和 13 年 度	46,100
令和6年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令和 6 年 度 至 令和 16 年 度	元金 1,045,000,000千円 及び利子相当額
令和6年度における地方債証券（グリーンボンド）の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令和 6 年 度 至 令和 16 年 度	元金 134,000,000千円 及び利子相当額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
福岡北九州高速道路公社の国の無利子貸付金に対する債務保証（建設資金）	自 令和 6 年 度 至 令和 26 年 度	290,000
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（建設資金）	自 令和 6 年 度 至 令和 26 年 度	借入金 377,000千円 及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自 令和 6 年 度 至 令和 26 年 度	借入金 3,035,000千円 及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	千円 3,776,300	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	356,300			
子ども家庭施設建設事業	338,400			
環境施設建設事業	16,779,600			
農林水産施設建設事業	308,100			
産業経済施設建設事業	653,700			
土木施設建設事業	12,161,000			
港湾施設建設事業	5,194,800			
建築行政施設建設事業	1,711,000			
消防施設建設事業	1,608,600			
教育施設建設事業	4,973,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福岡北九州 高速道路公社出資金	千円 78,000		%	
福岡北九州 高速道路公社貸付金	203,000			
地域総合整備資金貸付事業	240,000			
上水道事業出資金	90,400			
臨時財政対策債	6,000,000			

特 別 会 計

議案第 2 号

令和 6 年度 北九州市 国民健康保険特別会計 予算

令和 6 年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 97,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		14,808,578
	1 国民健康保険料	14,808,578
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		190,882
	1 国庫補助金	190,882
4 県支出金		71,266,785
	1 県負担金	197,045
	2 県補助金	71,069,740
5 繰入金		11,395,065
	1 繰入金	11,395,065
6 繰越金		57,500

(単位：千円)

款	項	金額
7 諸収入	1 繰越金	57,500
		151,180
	1 延滞金加算金及び過料	2,000
	2 雑入	149,180
歳入	合計	97,870,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,763,141
	1 総務管理費	1,763,141
2 保険給付費		70,715,086
	1 保険給付費	70,715,086
3 国民健康保険事業費納付金		24,478,559
	1 医療給付費分納付金	17,061,697
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5,640,283
	3 介護納付金分納付金	1,776,579
4 保健事業費		805,714
	1 保健事業費	805,714
5 諸支出金		57,500
	1 償還金及び還付加算金	57,500

(単位：千円)

款	項	金額
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	計
		97,870,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課窓口等業務改善事業	令和7年度	119,000
国民健康保険システム改修事業	自 令和7年度 至 令和8年度	317,500

議案第 3 号

令和 6 年度 北九州市 食肉センター特別会計予算

令和 6 年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 362,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		154,552
	1 使用料	154,552
2 財産収入		586
	1 財産運用収入	586
3 繰入金		177,532
	1 繰入金	177,532
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		29,320
	1 雑入	29,320
歳 入	合 計	362,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 食肉センター費		361,800
	1 食肉センター費	337,054
	2 繰出金	24,746
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		362,000

議案第 4 号

令和 6 年度 北九州市卸売市場特別会計予算

令和 6 年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,033,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		411,618
	1 使用料	411,618
2 繰入金		153,503
	1 繰入金	153,503
3 繰越金		33,500
	1 繰越金	33,500
4 諸収入		179,979
	1 雑入	179,979
5 市債		254,500
	1 市債	254,500
歳 入	合 計	1,033,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		1,031,100
	1 卸売市場費	950,147
	2 繰出金	80,953
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		1,033,100

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 254,500	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

令和 6 年度 北 九 州 市 渡 船 特 別 会 計 予 算

令和 6 年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 453,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		59,204
	1 使用料	59,180
	2 手数料	24
2 国庫支出金		51,178
	1 国庫補助金	51,178
3 県支出金		20,000
	1 県補助金	20,000
4 財産収入		961
	1 財産運用収入	961
5 繰入金		280,803
	1 繰入金	280,803
6 繰越金		40,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	40,000
7 諸収入		1,254
	1 雑入	1,254
歳	入	合
		計
		453,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 渡船事業費		453, 200
	1 渡船事業費	428, 048
	2 繰出金	25, 152
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		453, 400

令和 6 年度 北九州市 土地区画整理特別会計 予算

令和 6 年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,198,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		18
	1 使用料	8
	2 手数料	10
2 国庫支出金		898,330
	1 国庫補助金	898,330
3 財産収入		7,312
	1 財産貸付収入	5,037
	2 財産売払収入	2,275
4 繰入金		1,309,450
	1 繰入金	1,309,450
5 繰越金		10
	1 繰越金	10

(単位：千円)

款	項	金額
6 諸収入		280
	1 雑入	280
7 市債		1,983,100
	1 市債	1,983,100
歳	入	合
		計
		4,198,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		4,198,500
	1 土地区画整理事業費	3,553,018
	2 繰出金	645,482
歳 出	合 計	4,198,500

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
折尾土地地区画整理事業	令和7年度	919,900
且過地区土地地区画整理事業（立体換地建築物整備）	自 令和7年度 至 令和8年度	2,500,000
且過地区土地地区画整理事業（仮設店舗設置・管理運営）	自 令和7年度 至 令和8年度	41,600

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,983,100	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

令和 6 年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和 6 年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 清算徴収金		148
	1 清算徴収金	148
2 繰越金		142
	1 繰越金	142
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		300
	1 土地区画整理事業清算費	300
歳 出 合 計		300

令和 6 年度 北九州市 港湾整備特別会計 予算

令和 6 年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,108,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		3,038,153
	1 使用料	3,038,153
2 財産収入		161,886
	1 財産運用収入	161,886
3 繰入金		649,658
	1 一般会計繰入金	504
	2 特別会計繰入金	649,154
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		118,093
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 貸付金収入	45,516

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑入	72,567
6 市債		1,141,000
	1 市債	1,141,000
歳	入	5,108,800
	合	
	計	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		5,103,800
	1 機能施設事業費	2,796,669
	2 繰出金	2,306,981
2 予備費	3 基金積立金	150
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	5,108,800

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
太刀浦第2コンテナターミナルコンテナクレーン更新事業（2基目）	令和7年度	9,000
太刀浦第2コンテナターミナルコンテナクレーン更新事業（3基目）	自 令和7年度 至 令和8年度	1,438,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	千円 1,141,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和 6 年度 北九州市公債償還特別会計予算

令和 6 年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 172,523,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		114,784,000
	1 繰入金	114,784,000
2 市債		57,739,000
	1 市債	57,739,000
歳 入 合 計		172,523,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		169,312,085
	1 公債費	169,312,085
2 繰出金		3,210,915
	1 繰出金	3,210,915
歳 出 合 計		172,523,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 57,739,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	% 8.5以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

令和 6 年度 北九州市 住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和 6 年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県支出金		225
	1 県補助金	225
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		665
	1 貸付金元利収入	555
	2 雑入	110
歳 入 合 計		900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 住宅新築資金等貸付事業費		900
	1 住宅新築資金等貸付事業費	900
歳 出	合 計	900

令和 6 年度 北九州市土地取得特別会計予算

令和 6 年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,541,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2,897,910
	1 財産運用収入	10
	2 財産売払収入	2,897,900
2 繰入金		51,690
	1 繰入金	51,690
3 市債		2,591,400
	1 市債	2,591,400
歳 入 合 計		5,541,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地先行取得費		5,541,000
	1 土地先行取得費	2,594,713
	2 繰出金	2,946,287
歳 出	合 計	5,541,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地先行取得事業	千円 2,591,400	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

令和 6 年度 北 九 州 市 駐 車 場 特 別 会 計 予 算

令和 6 年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 510,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		357,565
	1 使用料	357,565
2 繰越金		152,000
	1 繰越金	152,000
3 諸収入		435
	1 雑入	435
歳 入	合 計	510,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		509,500
	1 駐車場事業費	309,500
	2 繰出金	200,000
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		510,000

議案第 13 号

令和 6 年度 北九州市 母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 6 年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 160,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		11,672
	1 繰入金	11,672
2 繰越金		20,905
	1 繰越金	20,905
3 諸収入		127,823
	1 貸付金元利収入	127,823
歳 入	合 計	160,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		160,400
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	157,428
	2 繰出金	2,972
歳 出	合 計	160,400

議案第 14 号

令和 6 年度 北九州市 産業用地整備特別会計予算

令和 6 年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,002,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,843,968
	1 財産運用収入	19,968
	2 財産売払収入	1,824,000
2 繰越金		158,032
	1 繰越金	158,032
歳 入 合 計		2,002,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		2,002,000
	1 産業用地整備事業費	449,691
	2 繰出金	1,552,309
歳 出	合 計	2,002,000

議案第 15 号

令和 6 年度 北九州市 漁業集落排水特別会計予算

令和 6 年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10
	1 分担金	10
2 使用料及び手数料		2,395
	1 使用料	2,395
3 繰入金		31,585
	1 繰入金	31,585
4 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
5 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	37,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 漁業集落排水費		36,000
	1 漁業集落排水費	18,830
	2 繰出金	17,170
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		37,000

令和 6 年度 北九州市介護保険特別会計予算

令和 6 年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 108,879,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		19,205,705
	1 介護保険料	19,205,705
2 使用料及び手数料		10,056
	1 手数料	10,056
3 国庫支出金		26,696,056
	1 国庫負担金	17,836,931
	2 国庫補助金	8,859,125
4 支払基金交付金		28,026,266
	1 支払基金交付金	28,026,266
5 県支出金		15,605,268
	1 県負担金	14,877,346
	2 財政安定化基金支出金	10

(単位：千円)

款	項	金額
	3 県補助金	727,912
6 財産収入		1,396
	1 財産運用収入	1,386
	2 財産売払収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		18,224,143
	1 一般会計繰入金	16,508,635
	2 基金繰入金	1,715,508
9 繰越金		807,128
	1 繰越金	807,128
10 諸収入		3,962

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 雑入	3,952
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント事業費収入		299,000
	1 介護予防サービス計画費収入	298,980
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	10
歳 入	合 計	108,879,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,496,816
	1 総務管理費	1,602,816
	2 介護認定費	894,000
2 保険給付費		100,659,262
	1 介護サービス等諸費	100,659,262
3 地域支援事業費		4,886,722
	1 地域支援事業費	4,886,722
4 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
5 保健福祉事業費		293,000
	1 保健福祉事業費	293,000
6 基金積立金		1,376

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金積立金	1,376
7 諸支出金		39,814
	1 償還金及び還付加算金	39,814
8 繰出金		3,000
	1 繰出金	3,000
9 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
10 介護予防ケアマネジメント事業費		299,000
	1 介護予防サービス計画費	299,000
歳 出	合 計	108,879,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム改修事業	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	671,800
基幹系端末リース経費	自 令和 7 年 度 至 令和 10 年 度	24,300

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	<small>千円</small> 10	証書借入	<small>%</small> 無利子	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 17 号

令和 6 年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和 6 年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
2 繰越金		3,480
	1 繰越金	3,480
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	3,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		3,500
	1 空港関連用地整備事業費	3,420
	2 繰出金	80
歳 出	合 計	3,500

議案第 18 号

令和 6 年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和 6 年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 637,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		637,600
	1 財産運用収入	415,003
	2 財産売却収入	222,597
歳 入 合 計		637,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		637,600
	1 臨海部産業用地貸付事業費	637,600
歳 出 合 計		637,600

令和 6 年度 北九州市 後期高齢者医療特別会計 予算

令和 6 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,661,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		13,890,616
	1 後期高齢者医療保険料	13,890,616
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 国庫支出金		10
	1 国庫補助金	10
4 繰入金		5,306,469
	1 繰入金	5,306,469
5 繰越金		463,041
	1 繰越金	463,041
6 諸収入		764
	1 延滞金及び過料	380

(単位：千円)

款	項	金額
	2 償還金及び還付加算金	110
	3 雑入	274
歳	入	合
		計
		19,661,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		539,973
	1 総務管理費	431,831
	2 徴収費	108,142
2 後期高齢者医療広域連合納付金		19,041,789
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	19,041,789
3 諸支出金		29,238
	1 償還金及び還付加算金	29,238
4 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		19,661,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課窓口等業務改善事業	令和7年度	30,800

議案第 20 号

令和 6 年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和 6 年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 105,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 発電収入		61,686
	1 発電収入	61,686
2 繰越金		43,314
	1 繰越金	43,314
歳 入 合 計		105,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		98,000
	1 市民太陽光発電所事業費	25,999
	2 繰出金	72,001
2 予備費		7,000
	1 予備費	7,000
歳 出 合 計		105,000

議案第 21 号

令和 6 年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和 6 年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,103,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		1,460,800
	1 貸付金元利収入	1,460,800
2 市債		1,642,800
	1 市債	1,642,800
歳 入 合 計		3,103,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債管理事業費		3,103,600
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	1,642,800
	2 繰出金	1,460,800
歳 出	合 計	3,103,600

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 1,642,800	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和6年度 北九州市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔水道事業〕

(1) 給水戸数	513,357戸
(2) 総配水量	104,062千m ³
(3) 一日平均配水量	285,101m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	6,066,438千円
ロ 浄水場整備事業	1,801,778千円
ハ 送配水施設整備事業	496,479千円

〔水道用水供給事業〕

(1) 給水事業者数	5 事業者
(2) 総給水量	7,300千m ³
(3) 一日平均給水量	20,000m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	<u>収</u>	<u>入</u>
第1款 水道事業収益		20,143,778 千円
第1項 営業収益		17,387,286 千円
第2項 営業外収益		2,712,458 千円
第3項 特別利益		44,034 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>
第1款 水道事業費		21,140,659 千円
第1項 営業費用		18,911,313 千円
第2項 営業外費用		2,184,051 千円
第3項 特別損失		25,295 千円
第4項 予備費		20,000 千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u>	<u>入</u>
第2款 用水供給事業収益		903,139 千円
第1項 営業収益		808,509 千円
第2項 営業外収益		94,620 千円
第3項 特別利益		10 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>
第2款 用水供給事業費		897,873 千円
第1項 営業費用		798,959 千円
第2項 営業外費用		97,904 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,108,821千円（水道事業 7,907,084千円、水道用水供給事業 201,737千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

【水道事業】

	<u>収</u>	<u>入</u>
第1款 水道事業資本的収入		6,740,097 千円
第1項 企業債		5,515,000 千円
第2項 国県補助金		61,437 千円
第3項 出資金		121,289 千円
第4項 工事負担金		1,015,578 千円
第5項 固定資産売却代金		23,783 千円
第6項 預託金返還金		3,000 千円
第7項 その他資本的収入		10 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>
第1款 水道事業資本的支出		14,647,181 千円
第1項 施設費		11,237,194 千円
第2項 企業債償還金		3,404,563 千円
第3項 投資		200 千円
第4項 預託金		3,000 千円
第5項 国庫補助金返還金		2,224 千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第 2 款 用水供給事業資本的收入		464,660 千円
第 1 項 企 業 債		166,500 千円
第 2 項 出 資 金		90,400 千円
第 3 項 工 事 負 担 金		207,740 千円
第 4 項 固 定 資 産 売 却 代 金		10 千円
第 5 項 そ の 他 資 本 的 収 入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第 2 款 用水供給事業資本の支出		666,397 千円
第 1 項 施 設 費		475,882 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		190,515 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金システム調達仕様書作成業務委託経費	令和7年度	16,000
検針等機器保守業務委託経費	自 令和7年度 至 令和10年度	104,000
水道料金等徴収業務委託経費	自 令和7年度 至 令和11年度	4,197,000
水道料金システム帳票出力業務委託経費	自 令和7年度 至 令和11年度	97,000
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令和7年度	1,000,000
システム基盤更新業務委託経費	自 令和7年度 至 令和12年度	1,099,000
庁内イントラネット端末リース経費	自 令和7年度 至 令和11年度	288,000
公用車リース経費	自 令和7年度 至 令和13年度	17,000
配水管改良事業	令和7年度	100,000
浄水場整備事業	令和7年度	876,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 5,515,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
水道用水供給事業	166,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、22,740千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和 6 年度 北九州市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|-----------------------|
| (1) | 給水事業所数 | 70事業所 |
| (2) | 総給水量 | 42,804千m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 117,272m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		1,988,426 千円
第 1 項 営業収益		1,762,877 千円
第 2 項 営業外収益		225,539 千円
第 3 項 特別利益		10 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費		1,916,278 千円
第 1 項 営業費用		1,825,030 千円
第 2 項 営業外費用		84,238 千円
第 3 項 特別損失		10 千円
第 4 項 予備費		7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,259,317千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		1,411,525 千円
第1項 企 業 債		1,186,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金		34,505 千円
第3項 工 事 負 担 金		191,000 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金		10 千円
第5項 其 他 資 本 的 収 入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		2,670,842 千円
第1項 施 設 費		2,536,842 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		134,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
システム基盤更新業務委託経費	自 令和7年度 至 令和12年度	81,000 <small>千円</small>
浄水場整備事業	令和7年度	18,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設事業	千円 1,186,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,512千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和6年度北九州市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車	
イ 車 両 数	84台
ロ 年間走行キロメートル	2,922,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	4,200,000人
ニ 一日平均輸送人員	11,507人
(2) 貸 切 車	
イ 車 両 数	22台
ロ 年間走行キロメートル	320,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	404,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,107人
(3) 主要な建設改良事業	
イ 旅客自動車購入事業	46,200千円
ロ 旅客自動車整備事業	15,224千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 自動車運送事業収益		2,058,634 千円
第1項 営業収益		1,600,665 千円
第2項 営業外収益		457,949 千円
第3項 特別利益		20 千円
	支 出	
第1款 自動車運送事業費		2,063,756 千円
第1項 営業費用		1,964,918 千円
第2項 営業外費用		96,828 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 62,414千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 自動車運送事業資本的収入		80,670 千円
第1項 企業債		77,700 千円
第2項 国庫補助金		10 千円
第3項 県支出金		1,650 千円
第4項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的収入		1,300 千円

	<u>支 出</u>	
第 1 款 自動車運送事業資本の支出		143,084 千円
第 1 項 建設改良費		96,909 千円
第 2 項 企業債償還金		44,175 千円
第 3 項 予備費		2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車等整備事業	千円 77,700	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、352,493千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和6年度北九州市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 155床 |
| (2) 主要な建設改良事業 | |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 55,700千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、医業費用中の資産減耗費 20,000千円の財源に充てるため、企業債 14,800千円を借り入れる。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業収益		305,104 千円
第1項 医業収益		58,201 千円
第2項 医業外収益		246,893 千円
第3項 特別利益		10 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業費		463,326 千円
第1項 医業費用		430,662 千円
第2項 医業外費用		32,654 千円
第3項 特別損失		10 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		383,544 千円
第1項 企業債		55,700 千円
第2項 出資金		327,844 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業資本的支出		383,544 千円
第1項 建設改良費		55,700 千円
第2項 企業債償還金		327,844 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財 務 会 計 シ ス テ ム 更 新 事 業	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	7,000 <small>千円</small>
旧 八 幡 病 院 解 体 事 業	令 和 7 年 度	34,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧八幡病院解体事業	千円 14,800	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
北九州市立門司病院主要設備改修事業	55,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,500千円である。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和6年度 北九州市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	140,295千m ³	
(2) 水洗化助成戸数	13戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠布設	6,381,000千円	門司区社ノ木地区、若松区波打町地区、八幡東区中央地区等
ロ ポンプ場整備	575,000千円	城野ポンプ場等
ハ 処理場整備	1,560,000千円	皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		27,694,162 千円
第1項 営業収益		21,153,945 千円
第2項 営業外収益		6,540,187 千円
第3項 特別利益		30 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業費		28,337,906 千円
第1項 営業費用		26,676,233 千円
第2項 営業外費用		1,626,653 千円
第3項 特別損失		15,020 千円
第4項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,426,577千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 下水道事業資本的収入		13,857,687 千円
第1項 企業債		6,614,000 千円
第2項 国庫補助金		4,339,255 千円
第3項 負担金		650,487 千円
第4項 寄附金		9,534 千円
第5項 貸付金回収金		991 千円
第6項 基金繰入金		2,243,400 千円
第7項 その他資本的収入		20 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業資本的支出		24,284,264 千円
第1項 建設改良費		12,992,493 千円
第2項 企業債償還金		8,567,499 千円
第3項 投資		2,724,272 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター及びポンプ場 運転整備等業務委託経費	自令和7年度 至令和9年度	1,263,000 ^{千円}
浄化センター修繕経費	令和7年度	55,000
下水道建設事業	自令和7年度 至令和8年度	2,590,000
施設改良事業	令和7年度	900,000
庁内イントラネット端末 リース経費	自令和7年度 至令和11年度	78,100
システム基盤 更新業務委託経費	自令和7年度 至令和12年度	505,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 6,614,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,148,489千円である。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和6年度 北九州市公営競技事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	75 日
(2) 年間車券発売金	41,500,000 千円
(3) 1日平均車券発売金	553,333 千円
(4) 年間場間場外発売金	4,192,400 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	546,990 千円

〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	174 日
(2) 年間舟券発売金	140,000,000 千円
(3) 1日平均舟券発売金	804,598 千円
(4) 年間場間場外発売金	9,506,906 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	2,309,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	収	入
第1款 競輪事業収益		42,869,494 千円
第1項 営業収益		42,457,840 千円
第2項 営業外収益		359,151 千円
第3項 特別利益		52,503 千円
	支	出
第1款 競輪事業費		41,873,068 千円
第1項 営業費用		41,817,048 千円
第2項 営業外費用		55,010 千円
第3項 特別損失		1,010 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入
第2款 モーターボート競走事業収益		143,514,023 千円
第1項 営業収益		143,481,409 千円
第2項 営業外収益		32,604 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支	出
第2款 モーターボート競走事業費		134,300,828 千円
第1項 営業費用		134,136,962 千円
第2項 営業外費用		162,856 千円
第3項 特別損失		1,010 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,335,824千円（競輪事業 579,487千円、モーターボート競走事業 7,756,337千円）は利益剰余金処分額 5,000,000千円及び損益勘定留保資金等 3,335,824千円で補てんするものとする。）。

〔競輪事業〕

	収	入
第1款 競輪事業資本的収入		932,805 千円
第1項 出 資 金		600,000 千円
第2項 固定資産売却代金		55,605 千円
第3項 基金繰入金		277,200 千円
	支	出
第1款 競輪事業資本的支出		1,512,292 千円
第1項 建設改良費		557,492 千円
第2項 企業債償還金		845,000 千円
第3項 投 資		109,800 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		600,055 千円
第1項 固定資産売却代金		55 千円
第2項 基金繰入金		600,000 千円
	支	出
第2款 モーターボート競走事業資本的支出		8,356,392 千円
第1項 建設改良費		2,621,382 千円
第2項 企業債償還金		38,000 千円
第3項 投 資		697,010 千円
第4項 繰 出 金		5,000,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	11,000 ^{千円}
ボ ー ト レ ー ス 若 松 地 域 貢 献 エ リ ア コ ミ ュ ニ テ ィ ス ペ ー ス 建 築 事 業	令 和 7 年 度	1,167,000
ボ ー ト レ ー ス 若 松 地 域 貢 献 エ リ ア 広 場 整 備 事 業	令 和 7 年 度	240,000
ボ ー ト レ ー ス 若 松 西 ス タ ン ド 棟 大 規 模 改 修 工 事 実 施 設 計 委 託 事 業	令 和 7 年 度	180,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第8条 利益剰余金のうち 5,000,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 5,000,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

北九州市長 武 内 和 久